

# 新規事業創出支援事業

区 分	対 象 者	対象事業	対象経費	補助率	限度額
①施設新設等事業 (ハード)	①村内において起業(注1)を予定している者 ②申請日以前から引き続き1年以上本村に在住(住民登録)している者で、申請日において満20歳以上の者、又は事業完了までに、本村に在住(住民登録)し、かつ村民等の保証人を立てられる者。	起業するために必要な施設の整備及び改修等を行う事業で、事業費総額600万円(消費税を除く)を超える事業。ただし、村内事業者が施工する場合は500万円(消費税を除く)を超える事業企業、研究機関、大学等で実施する研修並びに中小企業振興のための研修会の開催	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額(税抜き)  ・工事請負費 事務所、店舗等の建設費、改修費等 ・委託費 調査、設計等 ・備品購入費 設備、機械装置等の購入費(10万円以下は除く) なお、事務機器・車両等は対象外	5/10以内  村内業者施工は6/10以内	補助金額 1,000万円上限  他の補助を受けて実施する場合は対象外
②事業調査研究支援事業(ソフト)	①村内において起業(注1)を予定している者 ②申請日以前から引き続き1年以上本村に在住(住民登録)している者で、申請日において満20歳以上の者、又は事業完了までに、本村に在住(住民登録)し、かつ村民等の保証人を立てられる者。 ③既存の村内事業者(注2)	起業するため又は既存の村内事業者が新商品・新サービスの研究開発及び新分野進出に伴う調査研究を行う事業	左記に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額  ・旅費、賃金、原材料費、消耗品、印刷製本費、使用料 ・報償費(専門家等に対する謝礼金など) ・広告宣伝費 ・委託費(調査、設計、開発費等) ・備品購入費(機械装置、器具等)	1/2以内	補助金額 50万円上限  事業期間に1回限り申請可  他の補助を受けて実施する場合は対象外